

都市計画法第32条同意願・協議書提出書類一覧

◎正本1部、副本1部の計2部を提出。

番号	書類(図面)の名称	備 考
1	都市計画法第32条第1項の規定による同意願	・法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入
2	都市計画法第32条第2項の規定による協議書	・法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入
3	委任状	・申請者(開発者)が代理人に委任する場合
4	登記事項誓約書(公共施設の帰属がある場合)	
5	確約書(公共施設の帰属がある場合)	・実印を押印する(正は原本、副は写し) ・土地所有者の代表者事項証明書の写し及び印鑑証明書の写し(法人の場合)又は印鑑登録証明書の写し(個人の場合)を添付 ・申請者(開発者)と土地所有者が同じの場合、提出不要
6	開発計画説明書	
7	設計説明書	
8	工事計画概要書	
9	境界確定図の写し	・開発区域の官民境界部分(申請地と道路水路等の公共用物との境界)
10	開発審査会の質疑・回答(概ね開発面積3,000㎡以上)	・開発審査会を開催した場合
11	土地の登記事項証明書の写し	・開発区域、開発関連区域の土地等 ・申請日前3箇月以内のものを添付
12	公図の写し(登記地図の合成図)	・開発区域(赤実線)、開発関連区域(赤破線)で明示 ・申請日前3箇月以内のものを添付
13	開発行為に関する施行同意書の写し(開発区域内の所有者)	・都計法第29条で提出する施行同意書の写しを添付
14	他法令に関する申請書又は許可書の写し	・道路法第24条施行承認申請、法定外施設占用許可等
15	開発区域位置図(1/50,000以上)	・開発区域(赤実線)、開発関連区域(赤破線)で明示 ・消防水利の有効包含円を明示 ・排水経路図(開発地から河川まで)の明示
16	現況図(1/1000以上)	・開発区域(赤実線)、開発関連区域(赤破線)で明示
17	土地利用計画図(1/1,000以上)	・開発区域(赤実線)、開発関連区域(赤破線)で明示
18	開発区域・開発関連区域求積図、公共施設求積図(公共帰属施設がある場合)	・公共施設求積図は、従前の公共施設と新たに設置される公共施設の求積図を添付
19	造成計画平面図(1/1,000以上)	・開発区域(赤実線)、開発関連区域(赤破線)で明示 ・切土部分は黄色、盛土部分は緑色に着色
20	造成計画断面図(1/1,000以上)	・開発区域(赤実線)、開発関連区域(赤破線)の境界明示 ・切土部分は黄色、盛土部分は緑色に着色
21	排水施設計画平面図・排水施設計画縦断面図	・道路側溝計画平面、道路側溝展開図等
22	道路計画縦断面図・道路計画横断面図	・開発内道路を設置する場合 ・関連区域の既設道路は、公共施設管理者との協議による
23	道路排水施設構造図	・道路側溝(二次製品、現場打ち)、集水柵、舗装構成、浸透柵等
24	汚水施設計画平面図・汚水施設計画縦断面図・汚水施設構造図	
25	給水施設計画平面図、配管詳細図、給水施設掘削断面図	
26	擁壁断面図・擁壁展開図	・擁壁の地上高さ、根入れ深さ、延長、折れ点の位置及び伸縮目地の位置
27	公園計画詳細図・公園計画構造図等	・公園を設置する場合
28	防火水槽計画詳細図・防火水槽計画構造図等	・防火水槽を設置する場合
29	ゴミ集積場詳細図・ゴミ集積場構造図等	・ゴミ集積場を設置する場合
30	排水流域図及び流量計算書	・流域範囲を事前に確認(下流域が浸水被害地であるか)
31	現況写真	
32	安定計算・構造計算書	・土質試験その他の調査又は試験に基づくもの ・宅地防災マニュアルの解説による
33	土量計算書	・切土、盛土がある場合
34	土質調査書	・施設計画に必要な構造物設置箇所について作成する ・その他指示する箇所について作成する
35	古墳調査結果	・埋蔵文化財包蔵地であるか確認する
36	その他市長の定める図書(予定建築物等の配置図等)	